

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 2年 8月11日

許可の有効期限 令和 9年 8月10日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
資源物	資源物
燃焼物	燃焼物
その他	その他

裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

別紙のとおり

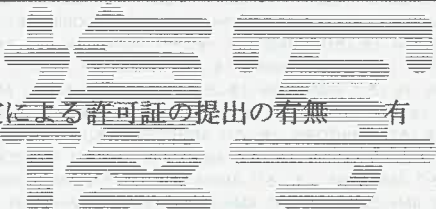
4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H23.10.26	変更許可	H31.2.22	変更許可
H25.10.2	更新許可 (優良認定)	R 2.9.1	更新許可 (優良認定)
H27.8.21	変更許可	R 5.6.30	変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白</p>	<p>汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (選別) この欄以下余白</p>	<p>燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥(含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 鉱さい ばいじん(燃え殻及び汚泥が混練されたものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (固化) この欄以下余白</p>	<p>汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (造粒固化) 以下余白</p>	<p>燃え殻(木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰(塗料や薬剤を含む若しくはそのおそれのある廃木材又は当該廃木材を原料として製造したペレット又はチップと混焼して生じた焼却灰を除く。)に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥(無機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 鉱さい ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>

複写

複写

3. 許可の条件

造粒固化処理後物を利用又は販売する場合は、排出事業者毎の燃え殻又はばいじんについて、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3か月に1回以上の頻度で、検査又はその他の方法により確認すること。

また、燃え殻又はばいじんを含む造粒固化処理後物が、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3か月に1回以上の頻度で検査を行い確認すること。

- (1) 土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）
- (2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）のうち、土壤の汚染に係る環境基準
- (3) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に規定する特定有害物質の基準（含有量基準に限る。）

新
刊

新
刊

新
刊

新
刊

複
写

複
写